

就学・修学・就職のための 給付・貸与制度のご案内



制度を利用されるみなさまへ

- ◆この案内では、就学、修学又は就職する場合に利用可能な給付・貸与制度の概要を、以下のように対象別に掲載しています。
 - ◎小・中学生
 - ◎高校・大学等への進学者又は在学者
 - ◎特別支援学級等に在籍する児童・生徒
 - ◎介護福祉士等を志望する者
 - ◎保育士を志望する者
 - ◎ひとり親家庭等
 - ◎生活保護受給世帯
- ◆掲載している内容は、平成30年度に実施・予定しているものです。その後、制度が変更・廃止になったり、新たな制度が創設されている場合もあります。詳細については、それぞれの制度の実施機関の取扱窓口やお問い合わせ先でご確認ください。
- ◆この案内に掲載している制度の他に、国（日本政策金融公庫）・民間の教育ローンや奨学金制度など様々な制度があります。また、高校・大学・短期大学等における学内奨学金・授業料等減免制度が設けられている場合もありますので、それぞれの機関にお問い合わせください。

武雄市教育委員会
(平成30年4月改定)

◎小・中学生対象

名称	資格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問い合わせ先
経済的に困難な小・中学生の就学援助費 	経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者 ※生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると市教育委員会が認めた者	支給額 ○学用品・通学用品費 小学生 1 年生 年額 11,420 円 他学年 年額 13,650 円 中学生 1 年生 年額 22,320 円 他学年 年額 24,550 円 ○新入学用品費 小学生 年額 40,600 円 中学生 年額 47,400 円 ○給食費 実費分 ○修学旅行費(限度額あり) 交通費・宿泊費・見学料の実費分 ○校外活動費(限度額あり) 交通費・見学料の実費分 ○通学費(市内通学はなし) 実費分 ○医療費 対象となる疾病 トラコーマ、結膜炎、白せん、 疥せん、膿かしん、中耳炎、 慢性副鼻腔炎、アデノイド、 むし歯、寄生虫病 ○進学等準備金(中学校 3 年生時) 20,000 円	【募集期間】 ○新入学予定者 ①入学前に新入学用品費の受給を希望する者 1～2 月上旬 (※3 月支給) ②上記以外 入学後～4 月中旬 ○在校生 2 月頃まで 【給付期間】 経済的理由によって就学困難と認められる期間	在学する小・中学校 武雄市教育委員会 学校教育課 TEL:(0954)23-8010
私立中学校等授業料軽減補助金 	佐賀県内の私立中学校に在学する生徒 ※保護者等の市町村民税所得割額が、102,300 円未満であること	支給額(年額) 100,000 円以内 ※学校が代理受領し、授業料を減額。授業料等の金額が 100,000 円未満の場合は授業料等相当額を支給	【申請期間】 在学する学校が定める期間	在学する私立中学校 佐賀県総務部 法務私学課 TEL:(0952)25-7464

◎高校・大学等への進学者又は在学者対象

名称	資格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問い合わせ先
高等学校等就学支援金 	(公立) 佐賀県内の公立高等学校に在学する生徒 ※所得基準あり (私立) 佐賀県内の私立高等学校(全日制・通信制)、専修学校(高等課程)及び各種学校(国家資格者養成施設指定校)に在学する生徒 ※所得基準あり	支給額(上限) ・全日制 月額 9,900 円 ・定時制 月額 2,700 円 ・通信制 月額 520 円 ※単位制の場合は、履修単位数に応じた支給 (支給対象単位数に上限あり) 支給額(上限) 保護者等の年収(市町村民税所得割額)に応じて支給 [市町村民税所得割額による区分] ・非課税 月額 24,750 円 ・51,300 円未満 月額 19,800 円 ・154,500 円未満 月額 14,850 円 ・304,200 円未満 月額 9,900 円	【申請期間】 入学時及び毎年 6～7 月頃 【支給期間】 高等学校の標準的な修業年限とされている 36 月まで原則支給 (定時制・通信制課程については原則 48 月まで)	在学する高等学校等 (公立) 佐賀県教育庁 教育総務課 TEL:(0952)25-7223 (私立) 佐賀県総務部 法務私学課 TEL:(0952)25-7464

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問い合わせ先
高校生等奨学給付金 	7月1日時点で次の1~4の要件のすべてを満たす世帯 1. 保護者、親権者等が佐賀県内に住所を有する 2. 保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税の世帯(生活保護受給世帯含む) 3. 生徒が高等学校等に在学している 4. 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない	支給額(年額) ・生活保護受給世帯 国公立 32,300円 私立 52,600円 ・市町村民税所得割非課税世帯 国公立 75,800円 (通信制 36,500円) 私立 84,000円 (通信制 38,100円) ・市町村民税所得割非課税世帯で23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯 国公立 129,700円 (通信制 36,500円) 私立 138,000円 (通信制 38,100円)	【申請期間】 (公立) 7~8月上旬 (私立) 7~9月頃 【支給期間】 11月	在学する高等学校等 (国公立) 佐賀県教育庁 教育総務課 TEL:(0952)25-7223 (私立) 佐賀県総務部 法務私学課 TEL:(0952)25-7464
私立高等学校等入学金補助金 	年収 350万円未満程度(市町村民税所得割額が非課税又は 51,300円未満)の世帯	支給額(上限) 27,000円以内 ※保護者負担額の1/4 [対象学校] 佐賀県内の私立高等学校及び私立専修学校(高等課程)	【申請期間】 在学する高等学校等が定める期間	在学する高等学校等 佐賀県総務部 法務私学課 TEL:(0952)25-7464
佐賀県育英資金 	高等学校等育英資金 次の1~3の要件のすべてを満たす者 1. 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程のいずれかに在学している者 2. 親権者(又は未成年後見人)が佐賀県内に居住 3. 学費の支払が困難 ※学力・所得基準あり	貸与額(上限) ○基礎額 月額 18,000円 ○私立学校加算額 月額 12,000円 ○高額通学費加算額 月額 20,000円 ○入学時加算額 (国公立) 佐賀県立高等学校に入学する者で、学習用パソコンを購入するもの 150,000円 上記以外の者 100,000円 (私立) 200,000円	【募集期間】 ○予約募集 (中学校3年生) 9月頃 ○在学募集 4月頃 ○随時募集 8月~2月頃 【貸与期間】 在学している学校の正規の修学期間が満了する月まで 返還免除条件 (高額通学費加算で貸与した額のみ対象) 卒業後、5年間県内に居住又は就業、あるいは5年間1万円以上のふるさと納税したとき	佐賀県教育庁 教育総務課 TEL:(0952)25-7148
	海外留学用育英資金 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程のいずれかに在学又は入学が決定している者 ※県外の高等学校等に在学する者は、佐賀県内に居住する者の子弟であること	佐賀県が行う海外留学等助成事業の対象となる海外留学、又はこれに準じる海外留学 貸与額(上限) ・長期留学 1,000,000円以内 ・研修旅行 200,000円以内	【申請期間】 海外留学決定後、随時	
武雄市奨学資金 	経済的な理由により、大学又は高等学校及び高等専門学校が困難な者 ※居住要件・成績等基準あり	貸与額(年額) ・高等学校等 144,000円 ・大学 240,000円	【募集期間】 毎年3月 【貸与期間】 在学している学校の正規の修学期間	武雄市教育委員会 教育総務課 TEL:(0954)23-5170

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問い合わせ先
生活福祉資金 貸付金 無利子貸付	佐賀県内に居住する低所得者世帯 ※原則として、佐賀県育英資金、日本学生支援機構など他の奨学金制度の利用が優先	貸与額(上限) 教育支援資金 ○教育支援費 ・高等学校 月額 35,000 円 ・高等専門学校・短期大学・ 専修学校(専門課程) 月額 60,000 円 ・大学 月額 65,000 円 ○就学支度費 500,000 円	【募集期間】 ○予約募集 毎年 11 月～1 月頃 ○在学募集 随時	武雄市社会福祉 協議会 TEL:(0954)36-5505
佐賀県高等学校 定時制・通信制 課程教科書等 給与事業 給付	高等学校等の定時制・通信制課程に在学する生徒で、一定の要件を満たす者 ※履修教科数の基準あり	高等学校の定時制・通信制課程の生徒に対する教科書等の無償給与 定時制課程・・・教科書 通信制課程・・・教科書・学習書	【申請期間】 在学する高等学校等 が定める期間	在学する高等学校 佐賀県教育庁 学校教育課 TEL:(0952)25-7228
佐賀県高等学校 定時制・通信制 課程修学奨励金 無利子貸付	佐賀県内に所在する高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に職業につきながら在学する者で、経済的理由により著しく修学が困難な者	貸与額(月額) 14,000 円	【申請期間】 詳細はお問い合わせください。 【貸付期間】 貸付けを受けた月数を 通算して 48 月以内	
佐賀県高等学校 定時制課程夜食 費補助 給付	公立高等学校の定時制課程に在学する者で、一定の要件を満たす者のうち補助を希望する者	夜間給食の食材費のうち、主食(米・パン・麺)と牛乳の購入に要する経費の全額	【申請期間】 随時 【支給期間】 補助申請があった日の 属する月の初日から当 該年度内 (※災害等による場合は 別途規定あり)	在学する高等学校 佐賀県教育庁 保健体育課 TEL:(0952)25-7234
日本学生支援 機構奨学金	第一種奨学金(無利子) 国内の大学院・大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校(専門課程)に在学する特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学が困難な者 ※学力・所得等基準あり 無利子貸付	貸与額(月額) ・大学 国公立(自宅通学) 45,000 円 (自宅外通学) 51,000 円 私立 (自宅通学) 54,000 円 (自宅外通学) 64,000 円 ・短期大学・専修学校(専門課程) 国公立(自宅通学) 45,000 円 (自宅外通学) 51,000 円 私立 (自宅通学) 53,000 円 (自宅外通学) 60,000 円 ・高等専門学校(1～3 年生) 国公立(自宅通学) 21,000 円 (自宅外通学) 22,500 円 私立 (自宅通学) 32,000 円 (自宅外通学) 35,000 円 ・大学院 修士・博士前期課程、専門職大学院 50,000 円又は 88,000 円 博士課程、博士後期課程 80,000 円又は 122,000 円 ※高等専門学校の 4, 5 年生の月額は短期大学・専修学校(専門課程)と同じ ※大学・短期大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校(4, 5 年生)は、設置者・通学形態により月額 20,000～50,000 円(高等専門学校 1～3 年生は月額 10,000 円)を選択することも可能	※詳細については、在学している学校等へお問い合わせください。 【募集期間】 ○予約採用 ・大学・短期大学・専修学校(専門課程) ①5～7 月頃 (第一種及び第二種) ②10 月頃 (第一種及び第二種) ③12 月頃 (第二種のみ) ※②の第一種は、家計支持者全員の市町村民税が非課税の方のみ ・高等専門学校 10～12 月頃 ・大学院 毎年 9・11・1 月頃 ○在学採用 毎年春頃 【貸与期間】 奨学生採用月から在学する学校の修業年限の終期まで	(申込みについて) 在学する学校の奨学金担当窓口 (制度の概要) 日本学生支援機構本部 TEL:(0570)666-301 (ナビダイヤル) ※携帯電話・アナログ回線、IP 電話等が使えない場合は下記まで TEL:(03)6743-6100

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問合わせ先
	第二種奨学金(有利子) 国内の大学院・大学・短期大学・高等専門学校(4・5年生)及び専修学校(専門課程)の学生及び生徒で第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者 ※学力・所得等基準あり <div style="text-align: center;">有利子貸付</div>	貸与額(月額) 20,000円～120,000円(1万円単位)から選択 (大学院の場合) 50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円から選択 ※私立大学の医・歯学課程及び薬・獣医学課程並びに法科大学院の法学を履修する課程は増額が可能な場合あり	【緊急採用・応急採用】 家計の急変(家計支持者の失職・破産・事故・病気・死亡・災害等)で奨学金を緊急に必要とする場合は、随時申込みができます。 【返還】 病気・災害・経済困難などで返済が困難になった時には救済制度があります。(返済総額は変更なし) ○減額返還制度 返済額を減額(1/2又は1/3) ○返済期限猶予制度 月々の返済を延伸 ※返還方式は、第一種奨学金のみ「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」から選択できます。	
	入学時特別増額貸与奨学金(有利子) 入学月を始期として、上記いずれかの奨学金の貸与を受ける者で増額の貸与を希望し、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できない者 ※所得等基準あり <div style="text-align: center;">有利子貸付</div>	貸与額(初回振込時に1回振込み) 100,000円・200,000円・300,000円・400,000円・500,000円から選択		
	給付奨学金 高等学校等において優れた生徒であって、大学等への進学のため及び意思が明確であるにもかかわらず、経済的理由により進学が極めて困難な生徒 ※学力・所得等の基準を満たし、高等学校等からの推薦を受ける必要あり <div style="text-align: center;">給付</div>	給付額(月額) ・大学・短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程) 国公立(自宅通学) 20,000円 (自宅外通学) 30,000円 私立 (自宅通学) 30,000円 (自宅外通学) 40,000円 ※進学した国立の大学等で授業料の全額免除を受ける場合、給付額の減額あり ・通信教育課程 通年スクーリング (自宅通学) 30,000円 (自宅外通学) 40,000円 夏季・冬季スクーリング、放送大学 年額 50,000円	【募集期間】 在学する高等学校等(又は出身校)の定める期間 【給付期間】 入学後から卒業(修業年限の終期)まで	

◎特別支援学級等に在籍する児童・生徒対象

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問合わせ先
特別支援教育 就学奨励費 <div style="text-align: center;">給付</div>	特別支援学校及び県立中学校、市立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒 (通級学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒を含む) ※所得基準あり ※要保護・準要保護児童生徒への就学援助費を受給している場合は給付対象外	給付額(年額) ※一部限度額あり ○学校給食費 実費分の1/2 ○通学費 実費分又は実費分の1/2 ○職場実習交通費(中学校のみ) 実費分又は実費分の1/2 ○交流及び共同学習交通費 実費分又は実費分の1/2 ○修学旅行費 実費分の1/2 ○校外活動等費 実費分の1/2 ○学用品・通学用品購入費 実費分の1/2 ○新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 実費分の1/2 ○拡大教材費 実費分の1/2	【申請期間】 随時	在学する学校 武雄市教育委員会 学校教育課 TEL:(0954)23-8010

◎介護福祉士等を志望する者

名称	資格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問い合わせ先
介護福祉士等 修学資金貸付金 	卒業後、介護福祉士・社会福祉士国家資格を取得し、佐賀県内の介護福祉施設等で、その業務に従事しようとする者で、次の要件を満たす者 1. 佐賀県内の介護福祉士等養成施設に在学する者、又は県外の養成施設等に在学する佐賀県出身者(佐賀県内に住所を有する者の子又は借入申請者本人の本籍が佐賀県にある者) 2. 借入申請時に 53 歳以下の者	貸与額(上限) ・通学を要する養成施設 月額 50,000 円以内 ○入学準備金 200,000 円以内 ○就職準備金 200,000 円以内 ○国家試験受験対策費用 40,000 円以内 ・通信制の社会福祉士養成施設 月額 20,000 円以内 ○入学準備金 100,000 円以内 ○就職準備金 100,000 円以内 ※就職準備金は、新たに就職する場合や他業種から転職を希望する場合に貸付対象となる。 ※国家試験受験対策費用は介護福祉士のみ貸付対象となる。	【募集期間】 4 月～5 月頃 【貸付期間】 養成施設等に在学する期間 返還免除条件 次のいずれかに該当 1. 卒業後、1 年以内に資格を取得・登録し、県内で5年間継続して当該業務に従事 2. 従事期間中に、業務上の理由による死亡や業務に起因する心身の故障により業務継続ができなくなったとき	佐賀県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター TEL:(0952)28-3406
介護福祉士実務者研修受講資金 	次の要件をすべて満たす者 1. 申請時点で実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す者 2. 実務者研修施設卒業後の直近の介護福祉士国家試験を受験予定の者 3. 申請年度の3月31日までに3年以上の実務経験を有する見込みのある者 4. 他の都道府県の本資金を借入していない者	貸与額(上限) 200,000 円以内 (授業料、実習費、教材費、学用品、国家試験受験手数料等)	【募集期間】 4 月～(随時) ※当該年度予算に達し次第終了 【募集人員】 50 名程度 返還免除条件 実務者研修施設を卒業(修了)した日から1年以内に資格を取得・登録し、県内で2年間継続して当該業務に従事	

◎保育士を志望する者

名称	資格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問い合わせ先
保育士修学資金貸付金 	卒業後、佐賀県内並びに国立の施設等において保育士として保育業務に従事しようとする者で、次の要件を満たす者 1. 佐賀県内の保育士養成施設に在学する者、又は県外の養成施設等に在学する佐賀県出身者(佐賀県内に住所を有する者の子又は借入申請者本人の本籍が佐賀県にある者) 2. 学業成績優秀で心身ともに健全であり、かつ家庭の経済状況等から真に本就学資金の貸付が必要と認められる者	貸与額(上限) 月額 50,000 円以内 (総額 1,200,000 円以内) ○入学準備金 200,000 円以内 ○就職準備金 200,000 円以内	【募集期間】 4 月～5 月頃 【貸付期間】 原則として 2 年間 ※正規の修学期間が 2 年を超える場合は、2 年間に相当する金額の範囲内で、申請時から卒業までの正規の修学期間を貸付期間とする。 返還免除条件 上記、介護福祉士等修学資金貸付金の返還免除条件と同じ	佐賀県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター TEL:(0952)28-3406

◎ひとり親家庭等対象

名称	資格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問い合わせ先
母子父子寡婦 福祉資金貸付金  ※連帯保証人をた てない場合は、一部 有利子貸付	1. 母子家庭の母 2. 父子家庭の父 3. 寡婦 4. 40歳以上の配偶者のい ない女子(母子家庭の母 及び寡婦を除く) ※一部資金については 児童本人が貸付対象	貸与額(上限) ○修学資金(月額) ・高等学校・専修学校(高等課程) 国公立(自宅通学) 27,000円 (自宅外通学) 34,500円 私立(自宅通学) 45,000円 (自宅外通学) 52,500円 ・高等専門学校(1～3年生) 国公立(自宅通学) 31,500円 (自宅外通学) 33,750円 私立(自宅通学) 48,000円 (自宅外通学) 52,500円 ・短期大学・専修学校(専門課程) 国公立(自宅通学) 67,500円 (自宅外通学) 76,500円 私立(自宅通学) 79,500円 (自宅外通学) 90,000円 ・大学 国公立(自宅通学) 67,500円 (自宅外通学) 76,500円 私立(自宅通学) 81,000円 (自宅外通学) 96,000円 ・専修学校(一般課程) 48,000円 ※高等専門学校の4,5年生の月額 は、短期大学・専修学校(専門課 程)と同じ ○就学支度資金(一時金) ・小学校(所得税非課税) 40,600円 ・中学校(所得税非課税) 47,400円 ・高等学校・専修学校(高等課程)・ 高等専門学校 国公立(自宅通学) 150,000円 (自宅外通学) 160,000円 私立(自宅通学) 410,000円 (自宅外通学) 420,000円 ・専修学校(一般課程) (自宅通学) 150,000円 (自宅外通学) 160,000円 ・短期大学・大学・専修学校(専門課 程) 国公立(自宅通学) 370,000円 (自宅外通学) 380,000円 私立(自宅通学) 580,000円 (自宅外通学) 590,000円 ・修業施設 (自宅通学) 90,000円 (自宅外通学) 100,000円 ○修業資金 子どもが事業開始又は就職するた めに知識技能を習得する場合 月額 68,000円 運転免許取得 460,000円 ○就職支度資金(一時金) 一般 100,000円 通勤用自動車購入 330,000円	【受付期間】 随時 ※資金の種類によっ ては、申請書の提出期 限が決められている 場合がありますので、 早めにご相談くださ い。 【貸与期間】 在学する学校の標準 修業年限	武雄市福祉部 福祉課 家庭支援係 TEL:(0954)23-9216

◎生活保護受給世帯対象

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸与期間等	問合わせ先
生活保護法による教育扶助費 	生活保護受給世帯対象 小学校・中学校に入学又は 在学する者等がいる生活 保護受給世帯で要件に 該当する者	給付額(上限) ○基準額 小学生 月額 2,210 円 中学生 月額 4,290 円 ○入学準備金(入学時) 小学生 40,600 円以内 中学生 47,400 円以内 ○教材代 ○学校給食費 ○通学費 } 必要最小限度の額 ○学習支援費(学習参考書購入費、 クラブ活動費等) 小学生 月額 2,630 円 中学生 月額 4,450 円	【受付期間】 随時	武雄市福祉部 福祉課 保護係 TEL:(0954)23-9235
生活保護法による高等学校等 就学費 	生活保護受給世帯対象 高等学校等に就学し卒業 することが当該世帯の自 立助長に効果的であると 認められる者がある生活 保護受給世帯で要件に該 当する者	給付額(上限) ○基本額 月額 5,450 円 ○教材代 ○授業料 ○入学金 ○入学審査料 ○通学費 } 必要最小限度の額 ○入学準備金(入学時) 63,200 円以内 ○学習支援費(学習参考書購入費、 クラブ活動費等) 月額 5,150 円	【受付期間】 随時	
生活保護法による技能修得費、 就職支度費 	生活保護受給世帯対象 生活保護受給世帯で生 計の維持に役立つ生業に 就くために必要な技能を 習得する経費を必要とす る者又は就職の確定した 者に対し実施機関が必要 と認めた者	給付額(上限) ○技能修得費(技能を習うとき) 78,000 円以内 ○就職支度費 31,000 円以内	【受付期間】 随時	